

○湖南衛生組合表彰規程

昭和 55 年 3 月 20 日

規程第 1 号

(目的)

第 1 条 湖南衛生組合行政に、功労又は善行のあつた者の表彰については、この規程の定めるところによる。

(表彰の種類)

第 2 条 表彰は、一般表彰及び職員表彰とする。

(一般表彰)

第 3 条 一般表彰は、立川市、武蔵野市、小金井市、小平市、国分寺市、東大和市、武蔵村山市（組合組織市）の市民若しくは湖南衛生組合に係る個人又は団体で当組合事業の発展に関しその功績が顕著な者に対して行う。

（令 6 規程 1・令 7 規程 1・一部改正）

(職員表彰)

第 4 条 職員表彰は、組合規約に定める特別職の職員及び一般職の職員のうちから、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 管理者又は副管理者として 8 年以上その職にあつた者
- (2) 組合議員として 8 年以上その職にあつた者
- (3) 知識経験監査委員として 8 年以上その職にあつた者
- (4) 一般職の職員で満 15 年及び満 30 年以上在職し、その成績良好で他の模範とする者
- (5) 職員全体の名誉或いは信用を高める特別の行為があつた者
- (6) その他管理者において表彰することが適當であると認めた者

（平 19 規程 1・一部改正）

(表彰の方法)

第 5 条 表彰者には、表彰状並びに記念品を贈呈する。ただし、表彰を受ける前に死亡した場合は、その遺族に贈呈する。

(特例)

第 6 条 表彰を受けるべき者が、次の各号の一に該当したときは、表彰は行わない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
- (2) 選挙権の停止処分を受けたとき。

（令 7 規程 1・一部改正）

(委任)

第 7 条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

付 則

この規程は、昭和 54 年 2 月 1 日から適用する。ただし、第 4 条第 4 号の規定については、昭和 54 年度中に組合の都合により、勸奨を受け退職又は、関係市に就職を求められた職員を除き、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年 3 月 27 日規程第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 湖南衛生組合同規約の一部を改正する規約（平成 19 年 4 月 1 日施行）
附則第 2 項前段の規程により副管理者として選任されたものとみなされる者の在職期間については、その者が助役として在籍していた期間を合算するものとする。

附 則（令和 6 年 5 月 20 日規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 5 月 23 日規程第 1 号）

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

様式

[illegible][illegible]

様式 （令7 規程1・全改）

第2（職員表彰）

表 彰 状

殿

あなたは永年にわたり湖南衛生組合 としてその職に尽力された
功績は誠に顕著であります。

よつてここに記念品を贈り表彰いたします。

年 月 日

湖南衛生組合管理者

印

第3（職員表彰・一般職）

表 彰 状

殿

あなたは永年にわたり湖南衛生組合職員として尽力された功績は誠に顕著であります。
よつてここに記念品を贈り表彰いたします。

年 月 日

湖南衛生組合管理者

印